予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算 支出科目 款:民生費 項:社会福祉費 目:障害者福祉費

事 業 名 障がい者差別解消普及事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係 電話番号:058-272-1111(内3482)

E-mail: c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

13,337 千円 (前年度予算額:

10,266 千円)

<財源内訳>

				財	源		内	訳				
区分	事業費	国 庫支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 収	産入	寄附金	その他	県 債		一財	般源
前年度	10, 266	0	0	0		0	0	0		0	10	, 266
要求額	13, 337	0	0	0		0	0	0		0	13	, 337
決定額	13, 337	0	0	0		0	0	0		0	13	, 337

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

・平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、また、令和3年6月に改正障害者差別 解消法が公布されたことに伴い、障がい者に対する差別解消の取組みを強化する必要があ る。

(2) 事業内容

- ○岐阜県障がい者差別解消支援センター運営委託
- ・広域専門相談員及び地域支援相談員(仮称)の設置と相談対応 相談窓口を設置し専門相談員を配置、県民及び相談機関等からの障がいを理由とする差 別に係る相談に応じ必要な助言等を行う。また、地域支援相談員(仮称)を設置し、市町 村職員等の支援、人材確保・育成に対応する。
- ・岐阜県障がい者差別解消調整委員会の開催及び事前調査等 県民等からあっせんの申請があった場合に委員会を開催するほか、定期的に開催しセンターの活動状況等を報告、協議。
- ・市町村職員、身体・知的障害者相談員等への研修実施 市町村職員、身体・知的障害者相談員等を対象とした資質向上等研修を実施。
- 普及啓発

民間事業者、各種相談機関、相談事業を担う障がい福祉事業所等へのセンターや法の周知、障がい者差別解消普及啓発を実施。

○障害者週間等における普及啓発の実施

障害者週間等における県の共生社会条例や障がい者マーク等障がい者差別解消を目的と する普及啓発活動を県内各地で実施。

○障がい者差別解消意思疎通支援

来庁した障がい者のコミュニケーションを支援するための機器(磁気誘導ループ、点字 プリンター、手話通訳タブレット端末等)を配備。

(3) 県負担・補助率の考え方

県負担10/10

(4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

0 予不良の限	71	
事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	11, 977	岐阜県障がい者差別解消支援センター運営委託等
旅費	0	普及啓発実施旅費等
消耗品費	0	障がい者差別解消の普及啓発等に関する消耗品代
印刷製本費	1, 300	障がい者差別解消の普及啓発等に関する資料印刷代
修繕料	14	障がい者差別解消意思疎通支援機器修繕料
役務費	46	障がい者差別解消意思疎通支援タブレット端末通信料
合計	13, 337	

決定額の考え方

4 参 考 事 項

(1) 各種計画での位置づけ

・第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進、情報環境の整備)

事 業 評 調 書 (県単独補助金除く) 価

□ 新規要求事業

■継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成28年4月の障害者差別解消法施行に伴い、障がいを理由とする差別に係る相 談体制整備、法を含めた障がい者差別解消普及啓発を行い、県内における障がい者差 別の解消を推進する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R3)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R5)	達成率
障害者差別解消支援地域協議会設置 割合	46. 3%			70%	70%	66%

〇指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

- ○取組内容(会議の開催、研修の参加人数等)
- ・岐阜県障がい者差別解消支援センター相談件数:156件
- ・行政職員、身体障害者相談員等を対象とした研修の開催
- ・障害者週間における啓発(「心の輪を広げる作文」及び「障害者週間ポス ター」の展示)
- ・意思疎通支援機器の配備、使用の呼びかけ

○成果

行政職員、相談員等福祉関係者への研修、障害者週間等の取組みを通じた県民へ の普及啓発の実施により障がい者差別解消を推進。

- ○取組内容(会議の開催、研修の参加人数等)
- ・岐阜県障がい者差別解消支援センター相談件数:113件
- ・行政職員、身体障害者相談員等を対象とした研修の開催

・障害者週間における啓発(「心の輪を広げる作文」及び「障害者週間ポス ター」の展示)

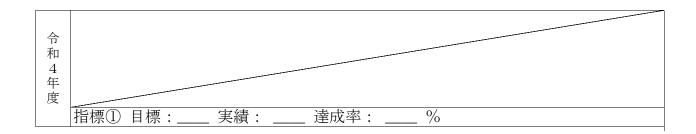
・意思疎通支援機器の配備、使用の呼びかけ

○成果

年

行政職員、相談員等福祉関係者への研修、障害者週間等の取組みを通じた県民へ の普及啓発の実施により障がい者差別解消を推進。

指標(1)	目標:	実績:	達成率:	%
∤市 小学(1)	H V≅. •		1 辛 HV ペシン・	0/0
111777(1)	H 1755 •	<u> </u>	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	/ (



2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3:増加している 2:横ばい 1:減少している O:ほとんどない

(評価)

障害者差別解消法において、国及び地方公共団体に求められている相談・ 紛争防止体制整備、普及啓発を行う事業である。

3

事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3:期待以上の成果あり

2:期待どおりの成果あり

1:期待どおりの成果が得られていない

0:ほとんど成果が得られていない

(評価) 2 障がい者差別解消に関する研修の機会は多くなく、本事業の研修開催は差別解消に向けて有効である。相談対応体制、普及啓発を市町村や関係機関との連携により強化することで、障がい者差別解消の普及促進が期待される。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている

(評価) 2 市町村、相談員等と連携した体制により相談対応力の向上を図っており、 また、障害者週間等で啓発を実施し、広く県民に対して普及啓発を実施している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

特に一般県民や民間事業者等は障がい者差別解消への意識が高くないため、相談対応による障がい者差別解消促進と併せて、普及啓発を行っていく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

障がい者差別解消に向け、相談対応、研修、啓発を効果的に実施する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	